

# 第12回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

## 事業報告

業務の適正を確保するための  
体制及び当該体制の運用状況

## 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書  
連 結 注 記 表

## 計算書類

株主資本等変動計算書  
個 別 注 記 表

(2021年1月1日から2021年12月31日まで)

## 株式会社 T. S. I

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.t-s-i.jp/>) に掲載することにより株主の皆様へ提供しております。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役及び使用人が、法令、定款及び社内諸規則並びに社会倫理を遵守するための規範として「コンプライアンス規程」、「リスク・コンプライアンス委員会規程」を制定し、全取締役、全監査役及び使用人に周知するとともに、監査役監査の実施にあたって、「監査役監査基準」とともに準拠すべき規範とします。
- ロ. 取締役会は、「取締役会規程」、「職務権限規程(職務権限明細表)」、「業務分掌規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、従業員は定められた社内規程に従い業務を執行します。
- ハ. コンプライアンスの状況について、代表取締役社長及び代表取締役社長より指名されたリスク・コンプライアンス委員、各部門のリスク担当者が、リスク・コンプライアンス委員会等を通じて他の取締役及び監査役に対し報告を行います。リスク担当者又はリスク・コンプライアンス委員は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努めます。
- ニ. リスク・コンプライアンスに関する教育研修を適宜開催するとともに、当社における業務執行・判断は常にコンプライアンス意識を保持したうえで行うべきことを常に意識するよう徹底します。
- ホ. 代表取締役社長直轄の内部監査人を設置し、各部門の職務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その結果及び評価を代表取締役社長及び監査役に報告します。また、社内発生する法令違反や、法解釈上疑義のある行為等についての情報収集体制として内部通報制度を構築し、内部監査人を内部相談窓口、社外の弁護士を外部相談窓口として設置します。社外からの通報についても、内部監査人を窓口として定め、適切に対応します。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役の職務の執行に係る議事録、記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理します。
- ロ. 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 取締役会は、コンプライアンス、個人情報その他の情報管理、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとします。
- ロ. 「リスク・コンプライアンス委員会規程」にて日常的リスク管理体制及び緊急時のリスク対応の方針及び手順を定めます。具体的には、リスク管理に関する総括責任者を代表取締役社長とし、リスク・コンプライアンス委員会においてリスク管理の方針、発生時の対応、それらに対する役員及び従業員への周知について協議します。また取締役管理部長がリスク・コンプライアンス委員会の決定及び総括責任者の指示の下、リスク情報の収集・管理及び対応を行うこととし、全社的に対応又は共有すべきリスク情報について各部門責任者より取締役管理部長及び監査役に対し報告を行います。  
各部門固有のリスクへの対応に対しては、それぞれの部門にて、研修の実施、対応フロー（マニュアル）の作成・配布及びOJT等を行うものとします。  
組織横断的リスクの監視及び全社的対応は管理部が行うものとし、緊急時には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて法律顧問等の外部専門機関とともに迅速かつ確かな対応を行い、損害拡大を防止する体制を整えます。
- ハ. 内部監査人は、必要に応じて各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとします。また、取締役会及びリスク・コンプライアンス委員会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会は月に1回定期的に、又は必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行います。各部門においては、その目標達成に向けた自部門の行動計画の具体策を立案・実行します。
- ロ. 各部門長は、代表取締役社長の指示の下、取締役会決議及び社内規程等に基づき自己の職務を執行します。
- ハ. 各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限及び責任範囲の明確化を図ることで、迅速かつ効率的に職務を執行します。

⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- イ. 子会社の経営については「関係会社管理規程」に基づき、当社に対し事業内容の定期的な報告を行い、重要案件については事前協議等を行います。
- ロ. 子会社の管理は管理部が行うものとし、必要に応じて当社の取締役もしくは使用人が子会社の取締役もしくは監査役を兼任し、又は、当社の監査役が子会社の監査役を兼任するものとし、取締役は当該子会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は当該子会社取締役の職務執行を監査します。
- ハ. 当社の監査役及び内部監査人は、子会社の監査役や管理部門と連携し、子会社の業務執行状況の監査や指導を行うものとし、当社代表取締役社長は内部監査人からの報告に基づき、又は、当社及び子会社の監査役からの指示に基づき、必要に応じて子会社に対して業務執行状況についての必要な指導・改善指示を行うものとし、

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、代表取締役社長に対して、自らの監査業務を補助すべき使用人を指名することができます。

⑦ 上記⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- イ. 監査役は、その職務を補助すべき使用人はその職務に関して、原則として取締役及び部門長の指揮命令を受けません。
- ロ. 当該使用人の人事異動及び人事考課については、監査役と取締役との協議によって定めます。

⑧ 監査役への報告に関する体制

- イ. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができるとします。
- ロ. 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容の報告その他監査役が監査を実施するために必要な情報を収集できる体制を整備し、監査役の情報

収集・交換が適切に行えるよう協力します。

ハ. 取締役及び使用人は、監査役からその職務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告しなければならないこととします。

⑨ 上記⑧の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

上記⑧の報告をした者が、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないよう「内部通報規程」に基づき、当該報告者を適切に保護しております。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行い得る体制としております。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役は取締役会へ出席し、必要な場合には意見を述べるものとします。また、社長定例報告会やその他の重要な会議に出席し、法令及び定款・社内諸規則並びに企業倫理・コンプライアンスの観点から必要な意見を述べなければならないものとします。

ロ. 取締役及び使用人は、法令又は定款に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した場合は、速やかに監査役に報告するものとします。

ハ. 監査役は、内部監査人及び会計監査人と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査人又は会計監査人による監査に立ち会うものとします。

二. 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時法律顧問に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に意見を求めるなど必要な連携をとることとします。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するため、定例取締役会及び定例監査役会を毎月開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会及び臨時監査役会を開催し、取締役の職務執行の監督・監査を行っております。また、日常的な統制活動として内部監査人による業務監査が、原則として1拠点あたり事業年度毎に2度（フォローアップ監査を含みます。）実施され、日常業務の適正性の確保が図られています。

取締役会は、社外取締役2名を含む7名で構成されており、当事業年度は19回開催されました。取締役会では、各取締役の職務の執行状況が報告されるとともに、経営上の重要事項について協議及び意思決定がなされております。また、全ての監査役が当事業年度に開催された取締役会全てに出席し、取締役の職務執行及び意思決定に関し、必要に応じて意見を述べております。

当社は2020年3月より監査役会設置会社となっており、監査役会の構成員3名は全て社外監査役であります。当事業年度において監査役会は14回開催され、全監査役がその全てに出席しております。監査役会では常勤監査役が監査計画に基づき実施した監査について説明を行い、その内容及び結果について協議し、業務の適法性確保の観点から協議・意見交換を行っております。

内部監査人は、内部監査計画に基づき全ての拠点について内部監査を実施し、その結果を代表取締役へ報告するとともに監査役及び会計監査人とも情報交換を行い、監査の有効性と効率性向上を図っております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計	
当 期 首 残 高	98,200	-	139,143	237,343	237,343
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	276,000	276,000		552,000	552,000
親会社株主に帰属する当期純利益			138,027	138,027	138,027
当 期 変 動 額 合 計	276,000	276,000	138,027	690,027	690,027
当 期 末 残 高	374,200	276,000	277,170	927,370	927,370

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- イ. 連結子会社の数                      1社
- ロ. 主要な連結子会社の名称      株式会社北山住宅販売

##### ② 非連結子会社の状況

非連結子会社及び関連会社はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. 有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

###### ロ. たな卸資産

販売用不動産及び未成工事支出金

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物の減価償却方法については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～30年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

イ. 販売用不動産

引渡基準

ロ. 工事売上高

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については、工事完成基準を適用しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等については、当連結会計年度の期間費用として処理しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は投資その他の資産の「その他」に計上し定額法（5年）により償却を行っております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 工事進行基準の適用

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額  
工事進行基準による完成工事高 126,608千円
- ② 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

#### イ. 算出方法

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事について、原価比例法により進捗度を見積ることにより、工事進行基準を適用しております。具体的には、工事進行基準の適用にあたって、工事原価総額を基礎として期末までの既発生原価額に応じた工事進捗度に工事収益総額を乗じて完成工事高を算定しております。

#### ロ. 主要な仮定

工事進行基準計算における工事進捗度の計算に用いる工事原価総額が主要な仮定に該当すると判断しております。工事原価総額のうち、主要な工事原価である建築外注費は、資材価格及び人件費相場の影響を大きく受けます。建築外注費について、想定建築工数に基づき、見積書や発注書等で確定した工事原価及び確定しない工事原価については、過去の類似の工事实績に基づく実績を考慮して設定しております。これらの見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しを行っています。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、当社グループに与える影響は軽微であり、今後もその影響が継続すると仮定しております。

#### ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である工事原価総額の建築外注費は、資材価格及び人件費相場などにより不確実性があるため、現時点の見積りから乖離した場合、翌連結会計年度における連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

### (2) 繰延税金資産の回収可能性

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額  
繰延税金資産 26,848千円  
繰延税金負債との相殺前の金額は39,511千円であります。

## ② 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

### イ. 算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）で示されている企業の分類の判断、将来の課税所得の見積り、将来減算一時差異及び税務上の欠損金の解消見込年度のスケジュールリング等に基づき回収可能と判断される範囲内で計上しております。

### ロ. 主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられる将来の課税所得の見積りは、取締役会で承認された事業計画を基礎としております。介護事業では、過去実績をもとに算出した各拠点の稼働率及び利用平均単価により算定された売上高を主要な仮定としています。不動産事業では、翌期については期末時点で確定的な案件、翌々期以降は過年度の受注状況により算定された受注見込高と、過去実績に基づく工事利益率を主要な仮定としています。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、当社グループに与える影響は軽微であり、今後もその影響が継続すると仮定しております。

### ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である介護事業における各拠点の稼働率、平均単価、不動産事業における受注見込高、工事利益率には不確実性があるため、将来の経済状況の変動などにより、現時点の見積りから乖離した場合、翌連結会計年度における連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## 4. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保資産及び担保付債務

#### ① 担保に供している資産は、次のとおりであります。

販 売 用 不 動 産	290,066千円
建 物	427,054
土 地	152,936
計	870,056

#### ② 担保付債務は、次のとおりであります。

長 期 借 入 金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	1,211,686千円
---------------------------------	-------------

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

	250,235千円
--	-----------

(3) 保有目的の変更

当連結会計年度において、有形固定資産の保有目的変更により、有形固定資産のうち396,404千円を販売用不動産に振り替えております。

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,528,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における株式引受権に係る株式の数

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

## 6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については銀行等金融機関からの借入によっております。デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、1年内の回収予定であり、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、施設の保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である工事未払金、買掛金及び未払法人税等は、1年内の支払期日であります。

短期借入金、長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、営業及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、このうち一部は金利の流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

当社グループは、営業債権並びに敷金及び保証金について、経理規程に基づき、各担当部が顧客、取引先及び差入先との信用状況を定期的に把握し、期日及び残高を厳正に管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握を行うことにより、リスク軽減を図っております。

ロ. 市場リスクの管理

当社グループは、借入金利の変動リスクについて、定期的に市場金利の状況、金融情勢及び借入金残高を勘案することにより管理しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、経理規程及び予算管理規程に基づき、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定には、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	874,716	874,716	—
(2) 売 掛 金	341,518	341,518	—
(3) 未 収 入 金	140,627	140,627	—
(4) 敷金及び保証金	6,112	4,807	△1,305
資 産 計	1,362,974	1,361,669	△1,305
(1) 工事未払金	17,710	17,710	—
(2) 買 掛 金	17,673	17,673	—
(3) 短期借入金	150,000	150,000	—
(4) 未払法人税等	55,882	55,882	—
(5) 長期借入金 (1年内返済予定の 長期借入金含む)	1,276,992	1,265,608	△11,384
(6) リース債務 (1年内返済予定の リース債務含む)	4,255	4,255	—
負 債 計	1,522,513	1,511,129	△11,384

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 工事未払金、(2) 買掛金、(3) 短期借入金、(4) 未払法人税等、

(6) リース債務（1年内返済予定のリース債務含む）

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価

額によっております。

(5) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割引いて現在価値を算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額 ( 千 円 )
敷 金 及 び 保 証 金	5,509

敷金及び保証金のうち、事業所の不動産賃貸借契約に基づき差し入れたこれらについては、市場価格がなく、かつ、退去までの期間を合理的に算定することができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価評価の対象としておりません。

## 7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、京都府、滋賀県、岡山県及び兵庫県において、賃貸収益を得ることを目的としたサービス付き高齢者向け住宅及び賃貸ビルを有しておりましたが、当連結会計年度において、賃貸等不動産に該当しなくなりました。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額（千円）	
期首残高	755,962
期中増減額	△755,962
期末残高	—
期末時価	—

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 賃貸等不動産の期中増減額のうち、当連結会計年度の主な減少額は減価償却費（21,419千円）及び賃貸資産から事業資産への区分変更（734,542千円）であります。

**8. 1株当たり情報に関する注記**

(1) 1株当たり純資産額	606円92銭
(2) 1株当たり当期純利益	94円18銭

## 株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			株主資本 合 計	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
				固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	98,200	-	-	-	106,086	106,086	204,286	204,286
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	276,000	276,000	276,000				552,000	552,000
固定資産圧縮積立金の 積立				9,897	△9,897	-	-	-
固定資産圧縮積立金の 取崩				△75	75	-	-	-
当 期 純 利 益					54,473	54,473	54,473	54,473
当 期 変 動 額 合 計	276,000	276,000	276,000	9,821	44,652	54,473	606,473	606,473
当 期 末 残 高	374,200	276,000	276,000	9,821	150,738	160,560	810,760	810,760

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式  
移動平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券  
時価のないもの  
移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法を採用しております。  
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物の減価償却方法については、定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	13～22年
構築物	10年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	3～15年
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法を採用しております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ③ リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数として、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。
- ④ 長期前払費用  
均等償却によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の期間費用として処理しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は投資その他の資産の「長期前払費用」に計上し定額法（5年）により償却を行っております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、個別注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 12,235千円

繰延税金負債との相殺前の金額は18,276千円であります。

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)で示されている企業の分類の判断、将来の課税所得の見積り、将来減算一時差異の解消見込年度のスケジューリング等に基づき回収可能と判断される範囲内で計上しております。

② 主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられる将来の課税所得の見積りは、取締役会で承認された事業計画を基礎としております。介護事業では、過去実績をもとに算出した各拠点の稼働率及び利用平均単価により算定された売上高を主要な仮定としています。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、当社に与える影響は軽微であり、今後もその影響が継続すると仮定しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である各拠点の稼働率、平均単価には不確実性があるため、将来の経済状況の変動などにより、現時点の見積りから乖離した場合、翌事業年度における計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物 111,362千円

② 担保に係る債務

長期借入金 168,584千円

(1年内返済予定の長期借入金を含む)

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 22,366千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権 198千円

#### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引による取引高

仕入高 59,494千円

販売費及び一般管理費 10,868千円

② 営業取引以外の取引高 180,057千円

営業取引以外の取引高には、関係会社からの資産の購入額を含んでおります。

#### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

## 7. 税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	4,492千円
減価償却超過額	1,766千円
賞与引当金	11,989千円
資産除去債務	1,738千円
その他	308千円
繰延税金資産小計	20,295千円
評価性引当額	△2,018千円
繰延税金資産合計	18,276千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△4,317千円
資産除去債務に対応する資産	△1,723千円
繰延税金負債合計	△6,040千円
繰延税金資産の純額	12,235千円

(2)法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

2021年3月18日における公募増資の結果、資本金が増加したことに伴い、外形標準課税が適用されることになりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用される法定実効税率は従来34.5%から2022年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.5%となります。

この税率変更により繰延税金資産の金額が1,590千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

## 8. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円) (注4)	科目	期末残高 (千円) (注4)
子会社	株式会社 北山住宅販売	所有 直接 100.0%	固定資産の建築委託 不動産賃借 役員の兼任	建築工事請負契約 (注) 1	176,390	-	-
				事務所の賃借等 (注) 2	68,332	前払費用	968
				業務委託料収入 (注) 3	3,810	未収入金	198
				業務委託費 (注) 3	1,800	未払費用	174

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 建築工事請負契約については、一般取引先の取引条件を参考に、交渉の上、決定しております。  
 2. 事務所の賃借料については、市場価格に基づき、交渉の上、決定しております。  
 3. 取引条件については、業務内容を勘案して、両者協議の上、決定しております。  
 4. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 530円60銭  
 (2) 1株当たり当期純利益 37円17銭